○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十九条の四第三項において準用する同令第二十九条の二第五項の規定により平成二十五年四月五日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十五日　　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K13―２	フリーライダー　ラギー ＦＲ168―４ＩＴ	FreeRider Corporation No. 24, Nanshan Rd., Zhonghe Dist., New Taipei City 235, Taiwan (R.O.C.)
交　K13―３	ヱイム ＷＧＡＩＭ	ワールドグリーンジャパン株式会社 東京都中央区八重洲２丁目１―４松勇ビル５Ｆ

○金融庁告示第二十七号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第九条の三第一項の規定により損害保険料率算出機構から平成二十五年三月二十六日付で届出のあった地震保険基準料率の変更について、同法第十条の五第六項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十五日　　金融庁長官　畑中龍太郎

平成21年３月25日付で損害保険料率算出機構が金融庁長官に届出を行った地震保険基準料率の一部を次のとおり改める。

第３地震保険契約の基準料率２基準料率の計算方法中「等地区分」を「都道府県」に改める。

第３地震保険契約の基準料率３建物の構造区分中「この基準料率実施日の前日まで」を「平成21年12月31日以前」に改める。

第３地震保険契約の基準料率４基本料率および割引率⑴基本料率の規定を次のとおり改める。

「⑴　基本料率

イ　下記ロ以外の地震保険契約

都道府県＼構造区分	イ構造	ロ構造
北海道	0.84	1.65
青森県	0.84	1.65
岩手県	0.65	1.06
宮城県	0.84	1.65
秋田県	0.65	1.06
山形県	0.65	1.06
福島県	0.65	1.30
茨城県	1.18	2.44
栃木県	0.65	1.06
群馬県	0.65	1.06
埼玉県	1.36	2.44
千葉県	2.02	3.26
東京都	2.02	3.26
神奈川県	2.02	3.26
新潟県	0.84	1.65
富山県	0.65	1.06
石川県	0.65	1.06
福井県	0.65	1.06
山梨県	0.84	1.65
長野県	0.65	1.06
岐阜県	0.84	1.65
静岡県	2.02	3.26
愛知県	2.02	3.26
三重県	2.02	3.26
滋賀県	0.65	1.06
京都府	0.84	1.65
大阪府	1.36	2.44
兵庫県	0.84	1.65
奈良県	0.84	1.65
和歌山県	2.02	3.26
鳥取県	0.65	1.06
島根県	0.65	1.06
岡山県	0.65	1.06
広島県	0.65	1.06
山口県	0.65	1.06
徳島県	1.18	2.79
香川県	0.84	1.65
愛媛県	1.18	2.44
高知県	1.18	2.79
福岡県	0.65	1.06
佐賀県	0.65	1.06
長崎県	0.65	1.06
熊本県	0.65	1.06
大分県	0.84	1.65
宮崎県	0.84	1.65
鹿児島県	0.65	1.06
沖縄県	0.84	1.65

㈠　前記３建物の構造区分がロ構造の契約のうち、平成18年９月26日届出の地震保険基準料率表の建物の構造区分においてイ構造に該当するものについては、上記イ構造の料率に1.3を乗じた料率（小数点第３位を切捨て、上記イ構造の料率の1.3倍を超えない料率）とする。ただし、この地震保険契約を付帯する保険契約が平成21年12月31日以前から継続している場合に限る。

ロ　特約火災保険契約に付帯する地震保険契約

都道府県＼構造区分	イ構造	ロ構造
北海道	0.75	1.47
青森県	0.75	1.47
岩手県	0.58	0.95
宮城県	0.75	1.47
秋田県	0.58	0.95
山形県	0.58	0.95
福島県	0.58	1.16
滋賀県	0.58	0.95
京都府	0.75	1.47
大阪府	1.22	2.18
兵庫県	0.75	1.47
奈良県	0.75	1.47
和歌山県	1.80	2.91
鳥取県	0.58	0.95